

利 用 に あ た つ る

1 調査の目的

第10次漁業センサスは、平成10年における漁業センサス（指定統計67号）を作成し、漁業の基本的生産構造、就業構造及び背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の概要

調査の種類	調査の範囲	調査の対象	調査の組織	調査の期日
海面漁業基本調査	海面に沿う市町村	海面漁業経営体 漁業従事者世帯	農林水産省 都道府県 市町村 指導員 調査員	平成10年11月1日 現在

3 調査の方法

調査の種類	調査の方法
海面漁業基本調査	調査員が、直接海面漁業経営体及び漁業従事者世帯を代表するものに面接して、聞き取りにより調査を行った。（一部項目については、自記申告調査の方法による。）

4 統計項目の定義、約束事項

（1）海面漁業基本調査

① 海面漁業経営体

海面漁業経営体とは、調査期日前1年間（平成9年11月1日～平成10年10月31日。以下同じ）に、海面において利潤又は生活の資を得るため、販売を目的として水産動植物の採捕又は養殖を行った経営体（世帯及び事業所）である。ただし、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人漁業経営体は除外した。

② 経営組織

ア 個人経営体

海面漁業経営体のうち、個人経営組織のものである。

イ 会 社

海面漁業経営体のうち、商法第57条又は有限会社法第4条に基づき、会社として登記されたものである。

ウ 漁業協同組合

海面漁業経営体のうち、水産業協同組合法（以下「水協法」という。）に基づく漁業協同組合及び同連合会である。

エ 漁業生産組合

海面漁業経営体のうち、水協法に規定する漁業生産組合である。

オ 共同経営

海面漁業経営体のうち、二人以上（法人を含む。）が、漁船又は漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理運営したものである。

カ 官公庁・学校・試験場

海面漁業経営体のうち、漁業を行った官公庁・学校・試験場で漁獲物を販売したものである。

キ 団体経営体

個人経営以外の海面漁業経営体である。

③ 経営体階層

海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が主として操業した漁業種類、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数によって決定したものである。

ア 主として操業した漁業種類によって決めた階層

大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層

イ ア以外の階層の決め方

ア以外は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用階層から動力3,000トン以上階層までの15階層を決定した。したがって、例えば3.99トンの動力船を使用して主として小型底びき漁業を営んだものは、動力3トン～5トン階層に区分した。

なお、船外機付船だけを使用して漁業を営んだもののうち、アに該当するもの以外は動力1トン未満階層に含めた。

④ 漁 船

調査期日前1年間に海面における漁業生産に直接使用したすべての船をいい、これには主船のほかに付属船を含める。付属船とは、例えばまき網漁業の灯船、運搬船、定置網漁業のひき船等である。

これに対し、直接漁業生産に関係しなかった船、例えば遊漁のみに使用した船、とう載船、買付け用の船等は除いた。

なお、本報告書では、海面漁業経営体の自己所有であるか借り入れであるかを問わず、調査日現在当該海面漁業経営体が管理運営している漁船（保有漁船）を対象とした。

⑤ 最盛期の従事者

調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業において、年間を通じて最も多くの

人が漁業の海上作業に従事したときの海上作業従事者である。したがって、これを加えたものは、漁業従事者数の実数ではない。

なお、この従事者には、非沿海市町村出身の者及び海上作業従事日数が30日以内の者も含んでいる。

⑥ 漁獲金額

調査期日前1年間の漁獲物又は海面養殖の収穫物の販売金額である。

⑦ 個人経営体の専兼業

ア 専業

個人経営体の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した人がいないものである。

イ 兼業

個人経営体の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した人がいるものである。

ウ 第1種兼業

自営漁業を主とする兼業である。

エ 第2種兼業

自営漁業を従とする兼業である。

⑧ 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、自営漁業の海上従事日数が最も多い者である。

⑨ 漁業従事者世帯

調査期日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、海面漁業経営体に雇われて30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯である。

ただし、個人経営体に該当するものを除く。

⑩ 漁業世帯

個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものである。

⑪ 漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した人である。

⑫ 漁業の海上作業

漁業の海上作業とは、次の作業をいい、真珠の核入れ作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめ等の干し作業は海上作業とはしない。

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の作業（母船式漁業の母船、それに付属する運搬船など、漁労に関連して必要な船のすべての乗組員の作業を含む。）

イ 定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労その他海上におけるすべての漁労作業及び岡見

- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他海上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業
- エ 漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を取る作業
- オ 海面養殖では、漁場の往復、いかだ・ひび・網等の養殖施設の張り立て、取り外し、採苗、漁場見回り、収穫物の採取等のすべての海上における作業（魚類養殖、くるまえび養殖等における陸上池での作業も海上作業に含む。）

5 数値について

(1) 数値について

- ① 今回公表の数値は、確定値ではなく概数値であり、後日農林水産省が公表する確定値とは異なる場合がある。
- ② 数字の単位未満は、原則として四捨五入した。したがって、合計の数字と内訳の計が一致しない場合もある。

(2) 市町村名について

市町村名は調査日現在での表章とした。

(3) 統計表に使用した符号

統計表に使用した符号は、次のとおりである。

- 「-」……事実のないもの
- 「…」……調査を欠くもの
- 「0」……単位に満たないもの
- 「X」……秘密保護上統計数値を公表しないもの

ただし、当該項目について、前回事実がなく、今回新たに数値が出現した場合の増減率は「-」と表示した。